

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県大沼郡金山町

2 構造改革特別区域の名称

奥会津金山谷どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

福島県大沼郡金山町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・気候

金山町は、福島県会津地方の南西部、奥会津といわれる地域にあり、北は新潟県阿賀町、西は只見町、南は昭和村、東は三島町に接している。町のほぼ中央部を“はるかな尾瀬”を源流とする1級河川只見川が流れ、東西22km、南北20km、総面積294k㎡を有している。面積の約90%は森林地帯で、標高800～1300メートルの急峻な越後山脈に囲まれ、平坦地がほとんどない中山間地域である。

気候は日本海型の気候で、平均1.5m程の積雪があり、根雪期間は4か月にも及ぶ全国有数の豪雪地帯である。

(2) 歴史文化的特性

本町では、町内のあちこちから縄文時代中期の土器がたくさん出土し、その頃にはすでに人々の生活の営みがあったとされている。中世には、この一帯は会津四家の一人といわれた山ノ内一族の支配にあり、横田地区にある中丸城を中心に七つの城を構え、現在の集落はこの頃に形づくられている。

江戸時代には、この地方は「金山谷」と呼ばれ、尾瀬を含む広大な幕府の直轄地である天領「南山御蔵入」の一角として、「御蔵入の民」ならではの誇り高い生活文化を受け継いでいる。

(3) 人口

昭和35年に10,119人であった人口は年々減少傾向にあり、平成17年国勢調査結果では、2,834人（世帯数1,145世帯）となっており、平成47年には現在の半分以下の1,364人になると推計されている。（国際社会保障・人口問題研究所市区町村将来推計人口より）

総人口に占める65歳以上の人口割合は、昭和35年には7%台であったものの、平成21年4月現在には55%を超え、全国第3位、東北第1位の高齢者の多い町となっている。高齢化の進行は留まるところを知らず、平成47年には67%まで至ると推計されているほか、少子化の進行のため、15歳未満の年齢層の割合は5%以下になると推計されている。

(4) 産業

本町の産業は第1次産業が中核であったが、現在その割合は14.1%と大きく減少しており、第2次産業が30.4%、第3次産業が55.5%と全体の約85%を占めている。特に近年第3次産業に従事する就業者が増える傾向にあるが、町の総世帯数の約42%に当る472世帯は農家で、他の職業を持ちながら農業に従事する人が多く、農業は町の産業の基幹である。

本町の農業においては、水稻、花きやミニトマト等の園芸、貴重な地域固有種「あざき大根」「赤かぼちゃ」等の野菜、近年注目されている「えごま」「そば」等が生産されている。一人当たりの耕地面積は0.40haと少なく、農業だけで生計を維持するのはかなり難しい状況である。

また、人口の減少・高齢化が進む本町にとって、新規企業の誘致による産業の振興は極めて難しい状況である。そのため、地域資源を有効に活用した農業による地域の振興に取り組んでいるが、地域内での農産物の販売・消費には限界があるため、観光事業と連携し地域外からの交流を活用することにより農産物の消費拡大を図っている。昭和52年から本町を「自然教育村」と名づけ、体験型観光による都市農村交流を図ってきた。近年のグリーン・ツーリズムの盛り上がりも加わり、「自然教育村」の再構築を図るとともに、自然環境と豊かな農産物を活かした交流人口の拡大を図っている。

(5) 課題

本町は、ダム開発による電源事業に依存してきた地域であり、主要な産業が育たず働く場所が少なく、少子高齢化により、ますます人口の減少が進行している。

基幹となるべき農業も自然条件が厳しい、経営規模が小さい、高齢化している等の理由により、後継者が育たず遊休農地が増える状況である。また、観光事業においても、交通の利便性、施設の質や規模、観光地としての魅力等の観点から観光客数は減少傾向にあり、若い後継者が育たずその対策が急務である。

農業と観光の連携のもと、お互いの事業の発展により、後継者の育成と新規雇用を創出することが大きな課題である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町の目指す農業は、大規模経営農業ではなく、少量多品種の農産物の生産とそれに付加価

値を付けて販売する地産地消型（生産－加工－販売－消費を地域内で行う）農業である。小さなものでも商品化するといった視点で、地域資源を有効に活用し農業所得の拡大を図るものである。

本町では、昨年度より幻の酒米「フクノハナ」の契約栽培が行われ、他の酒米の生産も盛んに行われている。天然の湧水も町内至る所にあり、そのお米でつくる濁酒の製造は、地域資源を最大限に活用する手段といえる。また、濁酒用としての米の需要が発生することにより、近年目立ち始めた遊休農地の解消につながり、農業後継者の育成と新たなビジネスの推進、働く場所の確保にも効果があるものと期待される。

また、本町には現在 13 軒の民宿があり、生徒・児童を対象とした農業体験や自然環境体験等の地域ならではの体験メニューによる観光が人気を得ているが、このような生徒等を対象とするグリーン・ツーリズムが定着してきた一方で、全国各地で同じような取組みが行われ地域間競争も激化してきている。本町においては、生徒等以外の一般人を受け入れる体制が未熟であり、今までの体験メニューに濁酒の提供が加わることで、民宿の魅力が高まり、大人だけでも楽しめる新しい田舎体験メニューの開発が期待できる。また、濁酒造りをきっかけに、農家レストランや農家民宿の開業が増えることで、より多くの観光客を受け入れることが可能となり、その結果、地域住民と観光客との関りが深まるとともに交流の輪が広がり、さらにリピーターが増えることで地域の活性化につながるものと期待できる。

このように、本計画は本町の農業と観光における新たな地域活性化の要素として重要な意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

濁酒の提供により、地域内での地場製品の消費拡大を推進するほか、米に新たな付加価値をつけ、農業経営の安定、生産意欲の拡大と所得の向上を図る。また、滞在型観光による本町のグリーン・ツーリズムを発展させ、食文化やここにしかない生活の良さを体験してもらうことにより、ファンやリピーターを増やす。

このことにより、交流人口の増加、農産物の消費・販路の拡大、農業・観光の活性化へとなげ、雇用機会の創出と新たな担い手の確保を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町は、豪雪地帯である等の地域的不利な条件に加え、零細農家が多いため、農業経営が苦しい状況にある。このような中で、農業経営の安定を図るためには、農産物に付加価値を付けて販売し農業収入を上げるほか、農業外収入を確保する必要がある。

本計画の実施により、米を活用した濁酒造りや地域内で生産された農作物を材料とした郷土食の提供が進み、地域内での地場製品の消費拡大が見込まれる。また、米に新たな付加価値が

つき、農家の生産意欲の拡大と所得の向上を図ることができる。

濁酒の提供は、新たな観光資源として期待され、郷土食の食材提供とともに地域農産物の利用拡大が推進されるほか、安定した農業経営と観光客の増加も見込まれる。さらに本計画を起爆剤として、農業と観光が結びついた取組みが一層進展するものと考えられ、地域に与える経済的な波及効果は大きい。

(1) 新規起業の促進

区分	現在	平成 23 年目標	平成 25 年目標
濁酒製造者件数	0 件	1 件	3 件

(2) 交流人口及びグリーン・ツーリズム来客数の増加

区分	平成 20 年実績	平成 23 年目標	平成 25 年目標
交流人口（観光客数）	107,740 人	110,000 人	150,000 人
うちグリーン・ツーリズム来客数	300 人	1,000 人	2,000 人

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地産地消推進と特産品販売によるアグリビジネスの推進

① 直売所等での農産物販売

本町では、少ない耕地面積で少量多品種の農産物を生産し、付加価値をつけて地元で販売消費する取組み（地産地消）を行っている。現在、町内には団体で取り組んでいる直売所が2箇所あり、その他に個人で設置している直売所が数箇所存在する。小規模農家でも比較的参画しやすい手法として直売所の活用が図られており、市場での規格外商品や自家用野菜を販売することで新たな収入源となっている。この地産地消の取組みを推進するとともに、地元で生産される農産物等の特産品の生産と販売を拡大するために、農産物直売所や道の駅を整備し、新たな販路を拡大する。

② 農業生産法人の設立

平成 21 年 3 月に、金山町、会津みどり農業協同組合、個人で出資し農業生産法人「㈱奥会津金山大自然」を設立した。この法人は米や野菜等の農産物の生産を手がける他、食品加工場を併設し、農産物に付加価値を付けることで収益向上と販路開拓を行っている。また、地域資源の活用による新たな特産品の開発や既存の特産物の生産・加工・販売・宣

伝を実施し町内農業の牽引役になるものであり、引き続き、農産物の生産と販路の拡大により町の活性化を進める。

(2) イベントとのタイアップ

地域のイベントである「沼沢湖水まつり」、「奥会津ごっつおまつり」、「雪まつり」等において、新たな特産品となる濁酒を広く周知するほか、友好都市（埼玉県羽生市、埼玉県鴻巣市）との交流事業においても活用努める。また、本町を応援していただいている全国の関係者（東京かねやま会等）に向けて、広報・ホームページにおいて広く情報提供を行い誘客に努める。

(3) グリーン・ツーリズムの推進

① 案内人の育成

本町内には、山の案内人やそば打ち名人等の様々な分野でガイドや指導者となっている方がおり、独自に活動している状況であった。そのため、平成 21 年度にそれを組織化し、「奥会津山里体験推進協議会」を設置した。山村生活体験型のグリーン・ツーリズムを目指し、「山林ウォーク」「山菜採り」「農業」「キャンプ」「カヌー」「動物・昆虫」「郷土食」「そば打ち」「和ろうそく」等の様々なメニューを用意している。今後、ガイド、インストラクターの育成と受入れ体制の整備を図り、さらなるグリーン・ツーリズムの推進を図る。

② 体験型ツアーの開催

平成 21 年度から、本町内の農家民宿に宿泊し奥会津金山の田舎暮らしを経験してもらう体験型ツアーを実施している。主に首都圏の児童・生徒を対象としたものであったが、今後は一般人を対象とした体験滞在型ツアーを企画し交流人口を増やす。

③ 郷土食レシピ集の作成

平成 21 年度に実施した郷土料理の掘起しと実習のワークショップを踏まえ、レシピ集を作成し、民宿や郷土食レストランにおいて提供を行う。郷土食とともに濁酒を宿泊した旅行者に提供することにより宿の魅力を高め、リピーターの増加を図る。

④ 農家民宿、農家レストラン開業支援

「豊かな暮らしぶり、美しい景観、農業空間の保全等その地独特の生活や個性を体験できて初めて継続的に人々が訪れてくれる」という考えに基づき、農家等に気軽に宿泊できる場所を整備することにより、旅行者に金山町の素晴らしさを伝える。今後、新たに濁酒の提供を目的とした農家民宿や農家レストランの開業希望者に向けて、必要な知識や情報の周知、関係部署との連絡調整、経営指導、組織体制作りの助言・指導等を行い、グリーン・ツーリズムの推進による滞在型交流の進展を図る。

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農家レストランなど）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下、「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

福島県大沼郡金山町の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、濁酒の提供を通じて地域活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストランなどを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業の活性化や生産者の意欲向上に繋がるものである。

また、濁酒製造への取組みは、農家副収入のひとつの手段となるほか、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の推進に寄与すると考えられる。

このような取組みは、観光客に「住んでよく、訪ねてよい金山町」というイメージを与え、交流人口の拡大や地域の活性化に結びつくことから、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

町では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。